



株式会社シーポイント

有料職業紹介事業許可番号／ 34-ユ-300207

返戻金制度について

(返戻金制度に関する事項)

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額の返金を行います。

紹介後 1～3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 50%を返金
紹介後 4～6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 10%を返金

※但し、求人者の事由により退職した場合はこれに該当しないものとします。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。